

[事案 23-227] 契約無効確認請求

・平成 24 年 6 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時に、募集人に説明義務違反があったとして、契約を無効とし、払い込んだ保険料の返還と当該金額にかかる利子相当額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 8 月に信用金庫職員（募集人）から勧められ、300 万円の米ドル建て積立利率変動型一時払年金保険に加入した。しかし、以下のとおり、契約にあたり募集人に説明義務違反があったことから、契約を無効として払い込んだ保険料の返還と当該金額に係る平成 19 年 8 月から平成 24 年 1 月までの定期預金利子相当額を支払ってほしい。

- (1) 募集人からは、「300 万円の契約であれば、3 年間で約 36～38 万円位の利子が付く。円が 70 円台前半になると損をするが、円は 70 円台前半までしか安くなったことはないので、絶対損はしない」と勧誘された。
- (2) 平成 23 年 9 月に保険会社と話し合いをする前に、消費生活相談員の方に保険証券を見せて、生命保険の保険契約と指摘されるまで、保険契約に加入しているとの認識はなかった。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、平成 19 年 8 月、保険会社職員の同行の下、申立人に対し、パンフレット、契約概要、注意喚起情報等一式を使用して、為替リスクを含めた重要事項を説明しており、「絶対に損をしない」等と言った事実はない。為替については、損益分岐点につき具体的に説明した。申立人の夫にも 2 日間にわたり説明した。
- (2) 募集人及び保険会社職員は、募集にあたっては「保険商品は、預金等ではありません。また、解約返戻金や保険金額が払込保険料の合計額を下回ることがあります」との項目のある「保険商品のご提案にあたって」、及び「為替相場の変動により、お受取額がお払いただいた保険料を下回る場合があることをご理解いただきました」との項目のある「意向確認書」をそれぞれ 1 項目ごとに説明し、申立人に納得いただいたうえで、チェック及び署名をいただき、申し込みに至った。
- (3) 募集人に同行した保険会社職員が、申立人夫婦へ名刺を渡したうえで、募集人とともに本契約の商品説明を行っており、生命保険会社の保険商品に加入したとは思わなかったという申立人の主張は認められない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、消費者契約法 4 条 1 項 2 号による断定的判断の提供を理由とした契約取消し、民法 95 条による錯誤による無効の主張であると解し、申立書、答弁書等の書面および当事者からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由

により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

(1) 断定的判断の提供について

①仮に、「絶対に損はしないから」との説明があったとすると、消費者契約法 4 条 1 項 2 号の断定的判断の提供に該当することになるが、事情聴取の結果を総合的に判断してもかかる説明があったと認定することは困難で、後記各種文書等をみても、このような説明の記載はなく、為替相場の変動によって、期間満了時に受給できる額が、保険契約締結時における払込保険料額を下回る場合があることが明記されている。

②よって、消費者契約法 4 条 1 項 2 号に基づく断定的判断の提供による契約の取消しを認めることはできない。

(2) 錯誤について

①当事者から提出された証拠によると、申立人は、「申込書」、「保険商品のご提案に当たって」、「意向確認書」に自署しており、このことは、申立人が、「ご契約のしおり・約款」、「ご契約内容」、「注意喚起情報」の内容を確認し、同意していることを示している。そして、「ご契約のしおり・約款」等には、申立人が申込みをした商品は、「保険」であることが明記されている。

②よって、申立人は、申立契約の申し込みにあたって、同契約が保険であること等について理解・確認したうえで申込みをしたことが認められる。

③また、事情聴取における申立人の陳述によっても、申立人は、募集人が本契約について説明をした場に 2 回同席しており、少なくとも 2 回目に募集人が説明に訪れた際には、40 分程度本契約について説明を受けたことが認められ、かつ申立人は、「保険商品のご提案にあたって」、「意向確認書」に、自署したことを認めている。

④したがって、保険契約と認識しなかったという申立人の錯誤の事実を認めることは困難である。

【参考】

消費者契約法 第 4 条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認